

大阪大学ハラスメント相談室に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、大阪大学におけるハラスメントの防止等に関する規程第6条第2項の規定に基づき、大阪大学ハラスメント相談室（以下「相談室」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 相談室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 相談に対する助言
- (2) 相談に係る当事者等間の調停
- (3) 大阪大学ハラスメント対策会議への要処理事案の報告及び協力
- (4) 大阪大学ハラスメント調査委員会が行う事実関係調査等への協力
- (5) 複数部局に係る相談に係る当該部局間の調整
- (6) 措置不履行の改善申立てに係る助言等
- (7) ハラスメントの現状分析及び防止に関する指導助言
- (8) その他ハラスメントに起因する問題が生じた場合の対応に関すること。

(セクハラ等相談室及びアカハラ等相談室)

第3条 相談室に、セクシュアル・ハラスメント、妊娠・出産、育児休業等に関するハラスメントに関する相談に主として対応するセクシュアル・ハラスメント等相談室（以下「セクハラ等相談室」という。）及びアカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメント等に関する相談に主として対応するアカデミック・パワー等ハラスメント相談室（以下「アカハラ等相談室」という。）を置く。

(室長)

第4条 相談室に相談室長（以下「室長」という。）を置き、大阪大学（以下「大学」と言う。）の専任教授のうちからリスク管理を担当する理事が指名する者をもって充てる。

- 2 室長の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 室長は、相談室を統括する。

(副室長)

第5条 相談室に副相談室長（以下「副室長」という。）2名を置き、ハラスメント問題について専門的な知見を有する大学の教職員のうちから室長が指名する者をもって充てる。

- 2 副室長は、それぞれセクハラ等相談室又はアカハラ等相談室を統括する。
- 3 副室長は、室長を補佐し、室長に支障のあるときは、室長があらかじめ指名した副室長が、その職務を代行する。

(相談員)

第6条 相談室に次の各号に掲げる相談員を置く。

- (1) 専門相談員若干名
- (2) 全学相談員として外国語学部、各研究科、各附置研究所、各附属病院及び本部事務

機構から選ばれた者各 1 名

(3) その他室長が必要と認めた者

- 2 相談員は、総長が委嘱する。
- 3 第 1 項第 2 号の相談員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 相談員は、相談に対応し、当事者に対する助言等により、当該問題を解決するように努めるとともに、直ちに相談状況を相談室に報告し、今後の対応について協議するものとする。

(専門アドバイザー)

第 7 条 相談室に専門アドバイザー若干名を置く。

- 2 専門アドバイザーは、人権問題、法学、心理学等について専門的な知見を有する大学の教職員のうちから室長が指名する者をもって充てる。
- 3 専門アドバイザーは、総長が委嘱する。
- 4 専門アドバイザーの任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 専門アドバイザーは、専門的見地から相談員に対する助言等を行い、相談室の業務に協力するものとする。

(プライバシーの保護等)

第 8 条 相談室関係者は、相談に関係する者の名誉、人権及びプライバシーに充分配慮しなければならない。

- 2 相談員及びハラスメントに起因する問題の対応に関わる者は、任務遂行上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その任務を退いた後も同様とする。

(事務)

第 9 条 相談室に関する事務は、関係部局の協力を得て、総務部ハラスメント対策事務室で行う。

(雑則)

第 10 条 この規程に定めるもののほか、相談室に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (抄)

- 1 この改正は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 22 年 7 月 21 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成29年1月1日から施行する。